1. 当該事業所及び飼養施設が用途地域や市街化調整区域に該当するかということ及び該当した場合に第一種動物取扱業を行えることを建築指導課（用途地域の場合TEL：079-221-2546）又はまちづくり指導課（市街化調整区域の場合TEL：079-221-2540）に確認しましたか？

□確認をした　　　　□確認をしていない

② 一定の数（①牛、馬又は豚 １頭②めん羊又はやぎ ４頭③犬 １０頭④鶏（３０

日未満のひなを除く。） １００羽⑤あひる（３０日未満のひなを除く。）又は

七面鳥 ５０羽）以上の動物を飼養する場合は、保健所衛生課（TEL：079-289-1633）に相談し、化製場法等に関する法律第９条に定める許可を受けましたか？

□許可を受けている　　　　　　　□許可を受けてない

□許可を受ける必要がある条件に該当しない

③ 上記①②の事項に不備があった場合は、第一種動物取扱業を営むことができない場合があることを理解していますか？

　□理解している

　□理解していない

　　年　　　月　　　日

　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名